

日本語教育機関認定制度等について (主に留学のための課程)

令和7年6月26日 日本語学校ネットワーク勉強会
総合教育政策局日本語教育課

- 一． 日本語教育機関認定制度の概要、
日本語教育基本方針の見直し（認定機関や参照枠の活用促進）
- 二． 認定申請のスケジュール、今後の申請に向けた留意点等

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要

趣 旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概 要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

(1) 日本語教育機関の認定制度

○ 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

(2) 認定の効果等

- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

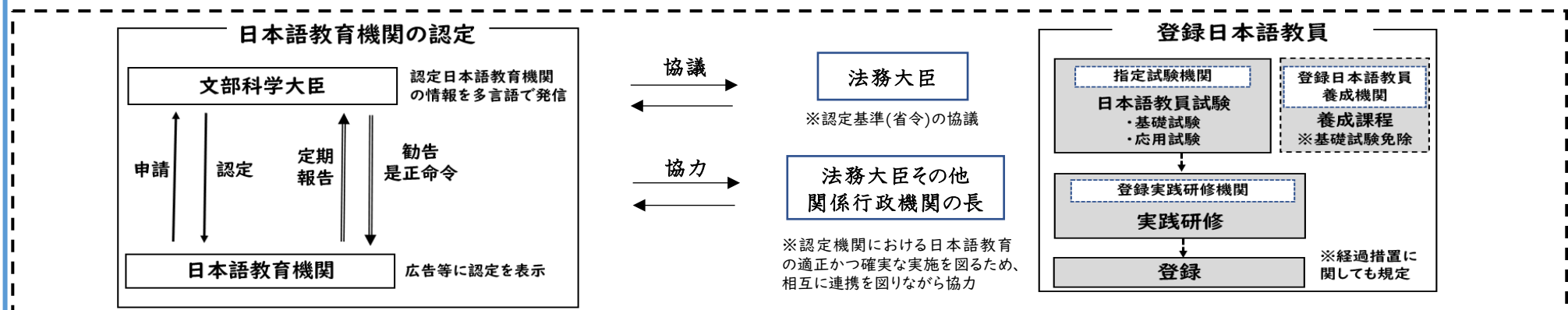
(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置

○ 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。

※認定基準に関する法務大臣への協議、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力を規定。

2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

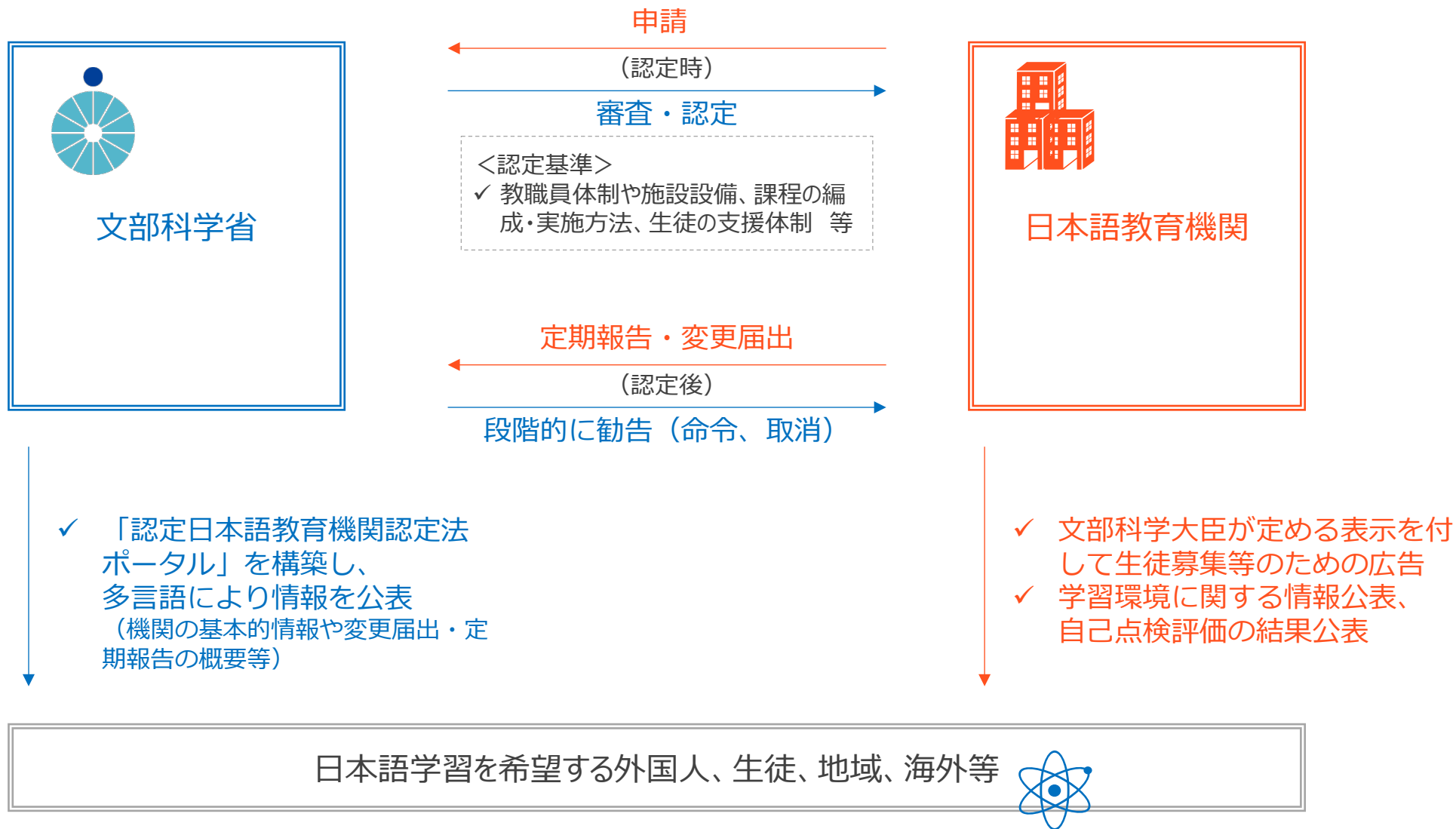
- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。
- 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。
- 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。



施行期日

令和6年4月1日（認定日本語教育機関の教員の資格等については経過措置を設ける）

認定日本語教育機関制度の概要



登録日本語教員制度の概要



認定日本語教育機関制度の創設

法務省告示機関【これまで】

目的	在留資格「留学」を有する外国人の受入れ機関の告示
認定等の主体	法務大臣
分野	「留学」のみ
教育課程	専ら日本語の教育を受ける者にとって 適当と認められるもの
教員資格	- 大学等において日本語教育に関する教育課程を履修して卒業等した者 - 学士を取得し、かつ文化庁届出の研修を420単位時間以上受講し修了した者 - 日本語教育能力検定試験に合格した者 等
評価	自己評価のみ（義務）

認定日本語教育機関【これから】

日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育

文部科学大臣

「留学」に加え、「就労」と「生活」を新設

- 留学はB2以上目標、就労・生活はB1以上目標の課程を1つ以上置くこと
 - 課程の目的・目標、生徒の日本語能力に応じて、適切な授業科目を体系的に開設すること
 - 「日本語教育課程編成のための指針」に基づくこと 等
- ※「就労」と「生活」は3/4を上限にオンライン授業を実施可能

「登録日本語教員」を国家資格化

- 日本語教員試験（基礎試験・応用試験）の合格
 - 登録実践研修機関が実施する実践研修の修了
- ※登録日本語教員養成機関が実施する養成課程の修了者は基礎試験免除

- 自己評価（義務）・第三者評価（努力義務）
- 審議会による実地視察



認定日本語教育機関と法務省告示機関との比較（主なもの）

	法務省告示機関(※)	認定日本語教育機関(留学)	認定日本語教育機関(就労・生活)
目的	在留資格「留学」を有する外国人の受入れ機関の告示	日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育	日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育
認定等の主体	国(法務大臣)	国(文部科学大臣)	国(文部科学大臣)
設置者	●国、地方公共団体 ●その他(経営に必要な経済的基盤・識見。欠格事由あり)	●国、地方公共団体 ●その他(経営するために必要な経済的基礎・を有する者 等)	●国、地方公共団体 ●その他(経営するために必要な経済的基礎・を有する者 等)
対象機関	専修学校、各種学校、その他教育施設	大学別科等、専修学校、各種学校、その他教育施設	大学別科等、専修学校、各種学校、その他教育施設
主な対象生徒	留学生	留学生	就労者、生活者
修業年限	1年以上(特に必要と認める場合には6か月以上)	1年以上(一定の要件を満たす場合には6か月以上)	●各課程の目的・目標等に応じて適切に定める ●更に、個々の生徒に、認定を受けた課程の修業期間の一部を履修させることができる
授業時数	年間760単位時間以上	年間760単位時間以上	B1:350時間、A2:200時間、A1:100時間 以上
教育課程	専ら日本語の教育を受ける者にとって適当と認められるもの	●B2以上目標の課程を1つ以上置く ●課程の目的・目標、生徒の日本語能力に応じ、適切な授業科目を体系的に開設すること ●授業科目は、それを担当する能力のある教員により、適切な教材を用いて教授されること ●「日本語教育課程編成のための指針」に基づく	●B1以上目標の課程を1つ以上置く ●課程の目的・目標、生徒の日本語能力に応じ、適切な授業科目を体系的に開設すること ●授業科目は、それを担当する能力のある教員により、適切な教材を用いて教授されること ●「日本語教育課程編成のための指針」に基づく ●3/4を上限にオンライン授業を実施可能
生徒数	●教員数、施設・設備等の条件に応じた適切な数(開設時は100名以内) ●同時に授業を受ける生徒数20人以下	●教員数、施設・設備等の条件に応じた適切な数(開設時は100名以内) ●同時に授業を受ける生徒数原則20人以下	●教員数、施設・設備等の条件に応じた適切な数 ●同時に授業を受ける生徒数原則20人以下
教員資格	●大学等において日本語教育に関する教育課程を履修して卒業等した者 ●学士を取得し、かつ文化庁届出の研修を420単位時間以上受講し修了した者 ●日本語教育能力検定試験に合格した者 等	登録日本語教員(国家資格) ➢ 日本語教員試験(基礎試験・応用試験)の合格 ➢ 実践研修の修了 ※登録日本語教員養成機関が実施する養成課程の修了者は基礎試験を免除	登録日本語教員(国家資格) ➢ 日本語教員試験(基礎試験・応用試験)の合格 ➢ 実践研修の修了 ※登録日本語教員養成機関が実施する養成課程の修了者は基礎試験を免除
教員数	●生徒20人につき1人以上(最低3人) ●生徒40人につき専任1人以上(最低2人) ●主任教員を1人配置すること	●生徒20人につき1人以上(最低3人) ●生徒40人につき常勤1人以上(最低2人) ●主任教員を1人配置すること	●同時に授業を行う生徒20人につき1人以上(最低3人) ●同時に授業を行う生徒40人につき常勤1人以上(最低2人) ●主任教員を1人配置すること
校舎面積	115㎡を下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.3平方メートル以上	115㎡を下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.3平方メートル以上	115㎡を下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.3平方メートル以上
施設・設備等	●校地・校舎が自己所有又はこれに準じたものであること ●教室、教員室、事務室、図書室、保健室 等 ●教室面積: 同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡ ●机、椅子、黒板、視聴覚教育機器、図書 等	●校地・校舎が自己所有又はこれに準じたものであること ●教室、教員室、事務室、図書室、保健室 等 ●教室面積: 同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡ ●机、椅子、黒板、視聴覚教育機器、図書 等	●校地・校舎が自己所有又はこれに準じたものであること ●教室、教員室、事務室、図書室、保健室 等 ただし、図書室と保健室は条件付で不要 ●教室面積: 同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡ ●机、椅子、黒板、視聴覚教育機器、図書 等
自己評価	実施・公表が義務	実施・公表が義務	実施・公表が義務
第三者評価	—	●審議会による実地視察を実施 ●第三者評価が努力義務	●審議会による実地視察を実施 ●第三者評価が努力義務
その他	—	毎年教育の実施状況について定期報告	毎年教育の実施状況について定期報告

(※) 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄第6号の規定に基づき告示をもって定める日本語教育機関

日本語教育の推進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。 → **今年度改定予定**

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

- 1 日本語教育推進の目的**
共生社会の実現、諸外国との交流、友好関係の維持・発展に寄与
- 2 国及び地方公共団体の責務**
 - 国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施、必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
 - 地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。
- 3 事業主の責務**
国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力、外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。
- 4 関係省庁・関係機関間の連携強化**

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

- 1 日本語教育の機会の拡充**
 - （1）国内における日本語教育の機会の拡充**
幼児・児童・生徒等、留学生、被用者等、難民に対する日本語教育、地域日本語教育
（日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善、日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用、就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保、留学生の国内就職のための日本語教育等、教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援、地域日本語教育の体制づくり支援、自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等）
 - （2）海外における日本語教育の充実**
外国人等に対する日本語教育、海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育
（日本語教育専門家等の派遣、教材開発・提供、海外の日本語教育機関への支援、海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援、在外教育施設への教師派遣等）
- 2 国民の理解と関心の増進**
- 3 日本語教育の水準の維持向上等**
 - （1）日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上**
日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査、日本語教師養成研修の届出義務化等
 - （2）日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等**
日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計、人材養成カリキュラム開発・実施等
- 4 教育課程の編成に係る指針の策定等**
日本語学習・教授・評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成、「JF日本語教育スタンダード」の提供、指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及
- 5 日本語能力の評価**
「日本語教育の参照枠」に基づいた「日本語能力の判定基準」の検討・作成等、「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施
- 6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供**

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

- 1 推進体制**
- 2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備**
日本語教育を行う機関のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し、検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 3 基本方針の見直し**
おおむね5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは基本方針を変更。

現行日本語教育基本方針【抜粋】

日本語教育の水準の維持向上（第２章３（１））

（略）日本語の学習希望者に対して充実した学習機会を提供する観点から国内外において、**日本語教育を行う機関の日本語教育水準を維持又は向上**させるための措置を講ずる。

【具体的施策例】

...

「日本語教育の参照枠」（第２章４）

（略）国内外を行き来する多様な日本語学習者及び日本語教師をはじめとする全ての日本語教育関係者が参照し、生活、就労、留学といった外国人の活動状況に対応した日本語教育の基準や目標を定めることが可能となるよう、学習、教授、評価に係る日本語教育の包括的な枠組みを示すとともに、これを踏まえ、日本語能力の判定基準の策定を行い、外国人等を受け入れる者による外国人等の日本語能力の把握を容易にし、その普及・定着を図るなどの必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

- ・「ヨーロッパ言語共通参照枠（以下「C E F R」という。）」を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な評価を受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照可能な日本語学習、教授、評価のための枠組みである「**日本語教育の参照枠**」を文化審議会国語分科会において**検討・作成する**。

【参考：日本語教育推進法】

第二十二條 国は、日本語教育を受ける者の日本語能力に応じた効果的かつ適切な教育が行われるよう、**教育課程の編成に係る指針の策定**、指導方法及び教材の開発及び普及並びにその支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

日本語教育基本方針の改定案【抜粋】（令和7年6月2日日本語教育推進関係者会議資料2）

日本語教育の水準の維持向上（第2章3（1））

（略）日本語教育機関認定法により、令和6年度から、日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを文部科学大臣が認定する、日本語教育機関認定制度が創設された。日本語教育機関認定制度を着実に実施するとともに、**認定を受けた日本語教育機関における日本語教育の質を向上させるために必要な施策**や、関係省庁が連携した**認定日本語教育機関の活用を促進する措置**を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 育成就労制度において受入れ機関が育成就労外国人に提供する日本語講習について、認定日本語教育機関が実施する「就労のための課程」であることを求めること等、**認定日本語教育機関が実施する日本語教育課程を、国の各種制度等に位置付けることにより、認定日本語教育機関の活用を促す。**
- ・ 国が運用する「**日本語教育機関認定法ポータル**」による日本語教育関係者に向けた認定日本語教育機関等についての情報発信や、関係省庁が連携した関係者への周知により、認定日本語教育機関等の活用を促す。
- ・ 認定日本語教育機関が企業や地方公共団体、大学・専門学校等と連携し、**教育投資を得ながら質の高い日本語教育を提供するモデルの構築・普及等**により、認定日本語教育機関の教育の質の更なる向上を図る。

「日本語教育の参照枠」（第2章4）

（略）国内外において外国人等が自身の日本語の習得段階に応じた適切な日本語教育を受けられるようにするため、**「日本語教育の参照枠」等を普及させるための措置**を講ずる。

【具体的施策例】

- ・ 日本語教育機関認定制度において、**「日本語教育の参照枠」に基づく教育課程を実施する機関を認定日本語教育機関として認定**し、「日本語教育の参照枠」に基づく教育を行うために必要な知識及び技能を有する者を登録日本語教員として登録する。
- ・ **在留資格制度をはじめとする国の各種制度における日本語能力要件等について、「日本語教育の参照枠」に基づいたものとする**とともに、周知を行う等により**関係団体における活用促進等の普及を図る。**

「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」の活用について

令和4年12月 日本語教育推進会議

- 新たな法案「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」を基に、**文部科学省と関係省庁との連携の下、各省庁の制度・事業等の枠組みにおいて、認定日本語教育機関等の情報を、地方自治体、外国人を受け入れる企業、経済団体等に広く提供する仕組みを構築し、「留学」、「生活」、「就労」の各分野において、教育の質が保証された日本語教育機関の活用を促進。**

※  は制度・施策の主務官庁

留学関係

○在留資格「留学」付与の要件

 法務省

- ・法務省令を改正し、認定日本語教育機関であることを、在留資格「留学」による生徒の受け入れを認める要件とする

○日本語教育機関の認定に関する協議等

- ・認定基準の作成及び日本語教育機関の認定にあたって、法務省と協議する等関係省庁との連絡協力体制を構築

 文科省

 法務省

○在外公館、独立行政法人（国際交流基金、日本学生支援機構等）等を通じた国内・海外発信

- ・多言語でインターネット等を通じて認定日本語教育機関の情報を発信するとともに、在外公館（特に留学生担当）や独立行政法人等を通じて海外で発信し、国が作成したリストを広く普及する。

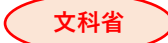
 外務省

 文科省

教育関係

○外国人のこどもへの支援等

- ・国内にいる外国人児童生徒や、在外教育施設に通う日本人児童生徒に対し、研修を受けた登録日本語教員を積極的に活用する仕組みを検討
- ・現地採用教員の人材育成にあたっては、国際交流基金による海外日本語教師研修等の活用も検討

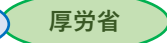
 文科省

 外務省

就労・生活関係

○「技能実習」「特定技能」制度における活用

 法務省

 厚労省

- ・技能実習制度において、優良な実習実施者、及び、監理団体の基準の一つである「地域社会との共生」において、認定日本語教育機関の活用を加点要素とする方向で検討
- ・特定技能制度の受入れ機関が作成する「1号特定技能外国人支援計画」において、認定日本語教育機関の活用を推進するほか、「事前ガイダンス」の際に、認定日本語教育機関の情報を提供

○地方公共団体、国際交流団体、経済団体、企業等との連携による日本語学習機会の提供

 文科省

 法務省

 厚労省

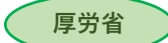
- ・「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において、認定日本語教育機関との連携を支援
- ・認定機関での活用を想定した、教育モデルの開発と日本語教師研修の推進
- ・法務省、厚生労働省等の各種会議等で活用の周知

○「認定日本語教育機関」等の複数言語による情報提供

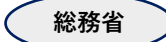
- ・外国人在留支援センター（FRESC）との連携

 法務省

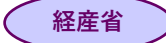
- ・外国人雇用サービスセンター、ハローワークでの情報提供

 厚労省

- ・地方公共団体多文化共生担当部署での情報提供、ボイストラ等の多言語音声翻訳技術に関する情報提供

 総務省

- ・高度外国人材活躍推進ポータル（JETRO）を活用した情報提供

 経産省

(参考) 育成就労制度における日本語教育機関の位置付け

【現行】
日本語教育の質
・量の担保なし

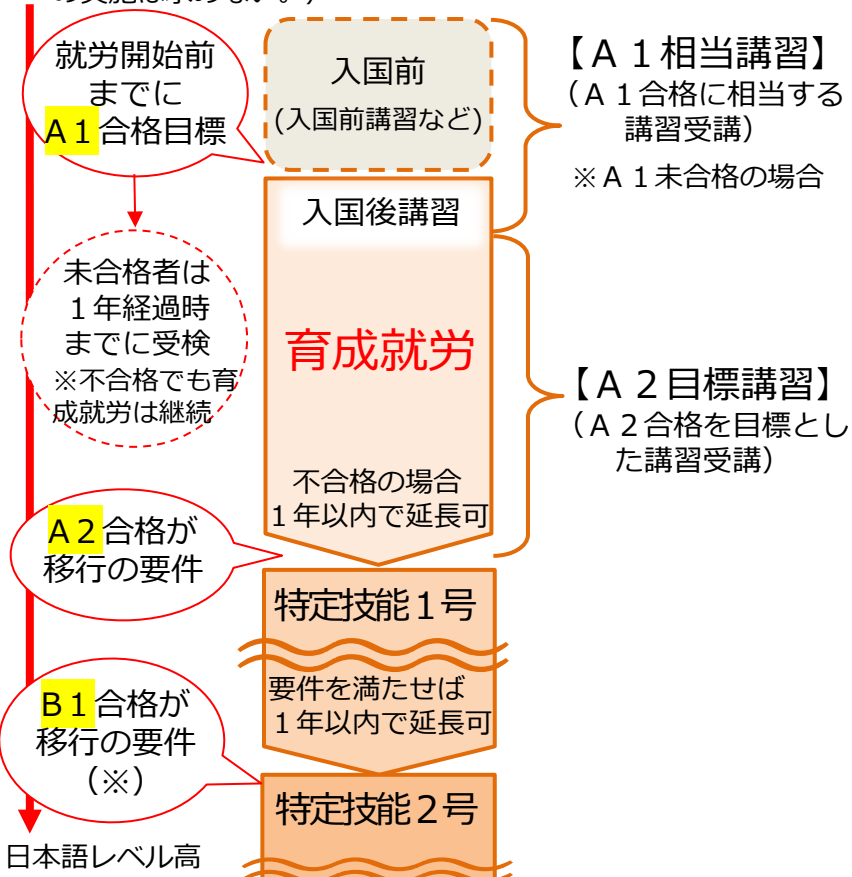


【新制度の考え方】
就労開始時、育成就労終了時にそれぞれ必要な日本語能力水準を設定することに伴い、
受入れ機関の負担により、認定日本語教育機関等における必要な講習受講を制度化

日本語能力向上のフロー（イメージ）

※ 各段階の要件は分野ごとに乗せ可

※ 入国前・入国後講習の科目や時間数等については基本的に技能実習制度を踏襲（A1合格者についてはA1相当講習分の実施は求めない。）



※経過措置として、施行から3年の間は特定技能1号から特定技能2号に資格変更するときはB1合格を課さない。

A1相当講習・A2目標講習の内容



1. 内容

- ✓ **A1 / A2 相当**の試験合格を目標とした **100時間以上**の体系的な講習



2. 実施主体等

- ✓ **認定日本語教育機関の「就労」課程**
- ✓ 施行後一定の間 (※) は、**登録日本語教員による講習**も可
- ※ 経過措置期間は、育成就労制度の施行から5年を目途としつつ、日本語教育機関認定法の施行状況も踏まえ検討。



3. 実施形態

- ✓ **A1相当講習**は、入国前後の講習において実施、
A2目標講習は、受入れ機関が育成就労期間中の受講機会を提供
(いずれの場合も受入れ機関が費用を負担)
- ✓ 地方部等においても受講しやすいよう、**フルオンラインによる受講**も可



4. 講習の実効性確保（今後の運用）

- ✓ 日本語教育の取組や試験合格率を、**優良な監理支援機関や受入れ機関の基準として活用**（より高いレベルの試験合格は更に加点）
- ✓ 育成就労外国人向けの教材やモデルカリキュラム等についても、施行までの間引き続き検討

(注) A1・A2・B1は「日本語教育の参照枠」に基づく熟達度尺度
A1は日本語能力試験（JLPT）N5レベル、A2はN4レベルにそれぞれ相当

認定日本語教育機関法ポータルでの認定日本語教育機関の公表

認定日本語教育機関は、認定日本語教育機関認定法ポータルサイトにおいて、その情報が公表されます。



←アクセスはこちらから

- ✓一覧画面から「詳細ページ」をクリックすれば、各機関の詳細情報が確認可能
- ✓詳細情報には、設置課程毎の目的や到達目標等の情報を網羅
- ✓各機関の情報は多言語翻訳して発信
- ✓機関の地域や特色等で目的の機関を検索可能

一覧ページ

日本語教育機関名称	機関所在地	課程区分	定員数	認定年月日	
あいうえお日本語学校	東京都千代田区霞が関	留学	100	YYYY年 MM月DD日	詳細ページ 機関サイト
かきくけこ日本語学校	大阪府大阪市福島区五丁目	留学	80	YYYY年 MM月DD日	詳細ページ 機関サイト
さしすせそ日本語学校	福岡県福岡市中央区天神二丁目	留学・就 労	200	YYYY年 MM月DD日	詳細ページ 機関サイト
たちつと日本語学校	愛知県名古屋市中村区平池町四丁目	留学・生	300	YYYY年 MM月DD日	詳細ページ 機関サイト

詳細ページ

基本情報

認定番号	2024-1-11-00
認定年月日	2024年〇月〇日
日本語教育機関名称	あいうえお日本語学校
機関webサイト	https://www.mext.go.jp/a_menu/01_p.htm
電話番号	123-456-7890
機関所在地	東京都千代田区霞が関1-1-1
設置者名	あいうえお有限公司
設置者webサイト	
設置者形態	有限会社
設置者所在地	東京都千代田区霞が関3-2-2
設置者の代表者	文部 太郎
日本語教育機関 開設年月日	2000年4月1日
認定日本語教育機関 開設年月日	2025年4月1日
基本理念・目的・目標等	本校は、多様な背景を持つ学生に日本語教育を通じて、言語能力と文化理解を深め、グローバルに活躍できる人材を育成することを理念としています。学生が進学後も自立して学び続け、社会に貢献できるよう、個々の学習目標に応じた指導を行い、日本の文化や社会を深く理解し、多様な価値観を尊重する国際的な視野を持った人材の育成を目指します。
総収容定員数	100
教育課程1	進学2年課程
教育課程2	進学1年6か月目標

課程の概要＜進学2年課程＞

教育課程名	進学2年課程
課程区分	留学
定員数	60
到達目標	B2
修業期間	2年間
始期・終期	4月・3月
納付金合計金額	1,500,000円
設置目的	日本の高等教育機関で必要な日本語能力を身に付けられることを目的とし設置を行った。
主たる対象	日本の高等教育機関への進学を目的とした、入学時のレベルがA1相当の者
教育課程の到達目標	進学を希望する専門分野の議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストのまぎる。お互いに緊張しないで熟達した日本語者とやり取りができるくらい流暢かつ自然な表現で話し合える。
言語活動毎の到達目標	
聞く	C1
読む	B2
話す（やり取り）	B2

スマホ画面
にも対応

あいうえお日本語学校	東京都千代田区霞が関（次のビルを参照）
課程区分	留学
定員数	100
認定年月日	YYYY年 MM月DD日
詳細ページ	機関サイト
かきくけこ日本語学校	大阪府大阪市福島区五丁目
課程区分	留学
定員数	80
認定年月日	YYYY年 MM月DD日
詳細ページ	機関サイト

学生の支援体制の概要
学習上の支援体制
個別指導、学習相談を通じて、学生の学習を全面的にサポートします。
出願・入学支援体制
出願は専任職員が電子システムで管理し、欠席や遅刻の管理を徹底していきます。
卒業後の支援体制
卒業後の就職支援や、海外での就職支援など、卒業後の支援体制を整えています。
生活指導の体制
定期的に面談を行い、学生のニーズに応じたサポートを行い、学習や生活に関する悩みを解消していきます。
健康支援の体制
年に一度、健康診断を実施し、学生の健康状態を把握します。
食生活支援体制
朝食提供や定期的な食生活指導を実施し、食生活の改善や必要な栄養の摂取をサポートします。
その他の支援体制

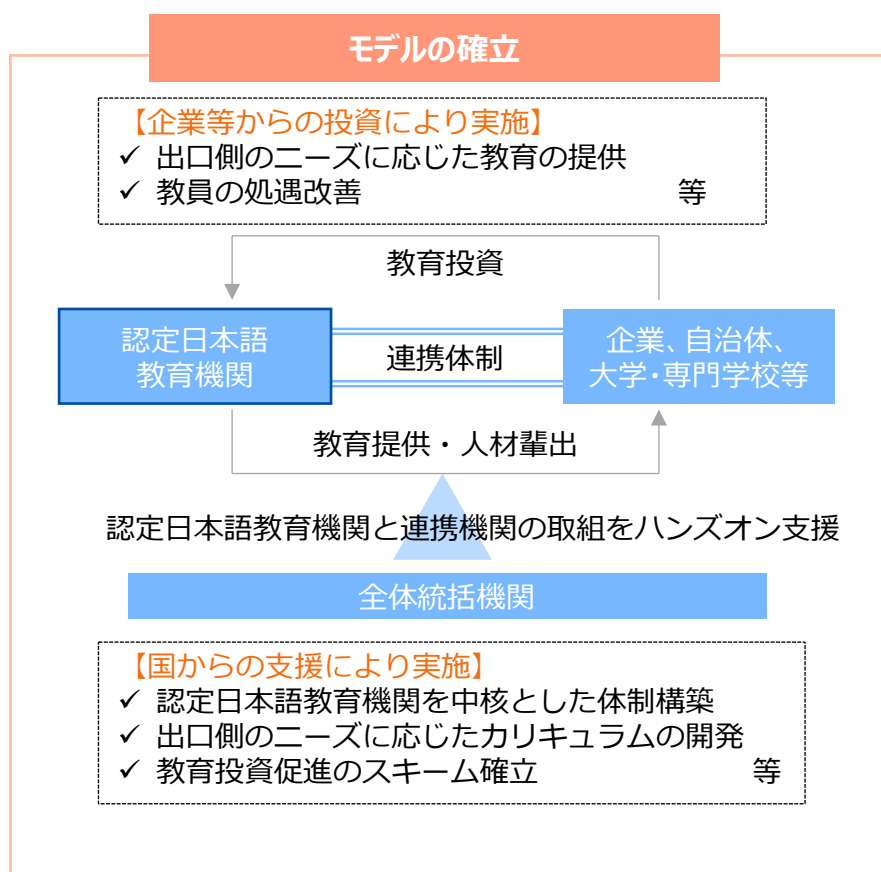
背景・課題

- 我が国の在留外国人は急増。（H25：207万人→R5：341万人※）育成就労制度の創設等、今後も外国人労働者等の増加が見込まれる。
- 経済成長・共生社会の実現のため日本語教育の重要性が高まる中、教員の処遇改善等、日本語教育の質の向上が課題。
- 外国人に対する日本語教育から受益する産業界等から、日本語教育機関に対する教育投資を促進し、教育の質向上に繋げる好循環の創出が必要。

※出典：出入国在留管理庁

事業概要

- 全体統括機関がコーディネートを行い、認定日本語教育機関を中核とした企業や自治体、大学・専門学校等との連携体制を構築し、企業等からの教育投資により認定日本語教育機関がニーズに応じた質の高い教育を提供するモデルを確立。
- 国は連携体制の構築を支援し、確立した自走可能なモデルを普及。これにより産業界等からの教育投資と日本語教育の質向上の好循環を創出。



【事業スキーム】

- ✓ 委託先：民間事業者（全体統括機関）
（全体統括機関から認定日本語教育機関を中核とする連携体制に一部再委託）
- ✓ 規模：1機関1,000万円程度（再委託先）
- ✓ 件数：22件程度（再委託先日本語教育機関数）
- ✓ 企業等の連携先から認定日本語教育機関への教育投資（教育提供の対価等）、及びそれを原資とした日本語教員の給与水準の改善が採択要件

＜経済財政運営と改革の基本方針2024＞
（令和6年6月21日閣議決定）
（外国人材の受入れ）
「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等に基づき、（中略）認定日本語教育機関の体制整備・活用、生活日本語のモデルカリキュラムを活用した地域の日本語教育や外国人児童生徒の教育の体制整備、オンラインによる学習機会の確保等に取り組む。

- 一．日本語教育機関認定制度の概要、
日本語教育基本方針の見直し（認定機関や参照枠の活用促進）
- 二．認定申請のスケジュール、今後の申請に向けた留意点等

認定日本語教育機関の申請スケジュールについて

- ✓ 認定日本語教育機関の申請等のスケジュールについては、以下のとおりであり年2回申請を受付。
※最新情報については、文科省HPを参照 → https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_00014.html
- ✓ **法務省告示機関**が、経過措置期間以降も在留資格「留学」により生徒を受け入れる場合には、**令和10年度末までに認定を受けて体制を整えることが必要（令和11年4月開設課程がある場合には、事実上令和10年度1回目申請プロセスまでの間に認定を受けることが必要）**。
⇒仮に認定等が「不可」となった場合、直後の回の申請スケジュールに間に合わないこと等も踏まえ、**申請のタイミングについてもよく検討いただきたい**。

各年度1回目の申請

- 3月上旬頃: 事前相談予約受付
- 4月～5月頃: 事前相談
- 5月下旬頃: 申請締切
- 6月～7月頃: 担当官による実地確認（※必要に応じて）
- 7月～8月頃: 一次審査
- 9月頃: 二次審査
- 10月頃: 認定
- 翌年度4月頃: 新規開設（※既存機関の日本語教育課程実施はこれより早いこともある。）

各年度2回目の申請

- 8月上旬頃: 事前相談予約受付
- 9月～10月頃: 事前相談
- 10月下旬頃: 申請締切
- 11月～12月頃: 担当官による実地確認（※必要に応じて）
- 12月～2月頃: 一次審査
- 3月頃: 二次審査
- 4月頃: 認定
- 10月頃: 新規開設（※既存機関の日本語教育課程実施はこれより早いこともある。）

認定日本語教育機関の申請・認定等の状況

【令和6年度1回目・2回目】

- ・延べ申請機関総数 120機関（うち法務省告示機関 36機関）
- ・認定とした日本語教育機関 41機関（うち法務省告示機関 12機関）
〈課程分野の内訳〉 留学のための課程：39機関 就労のための課程：2機関

【令和7年度1回目】

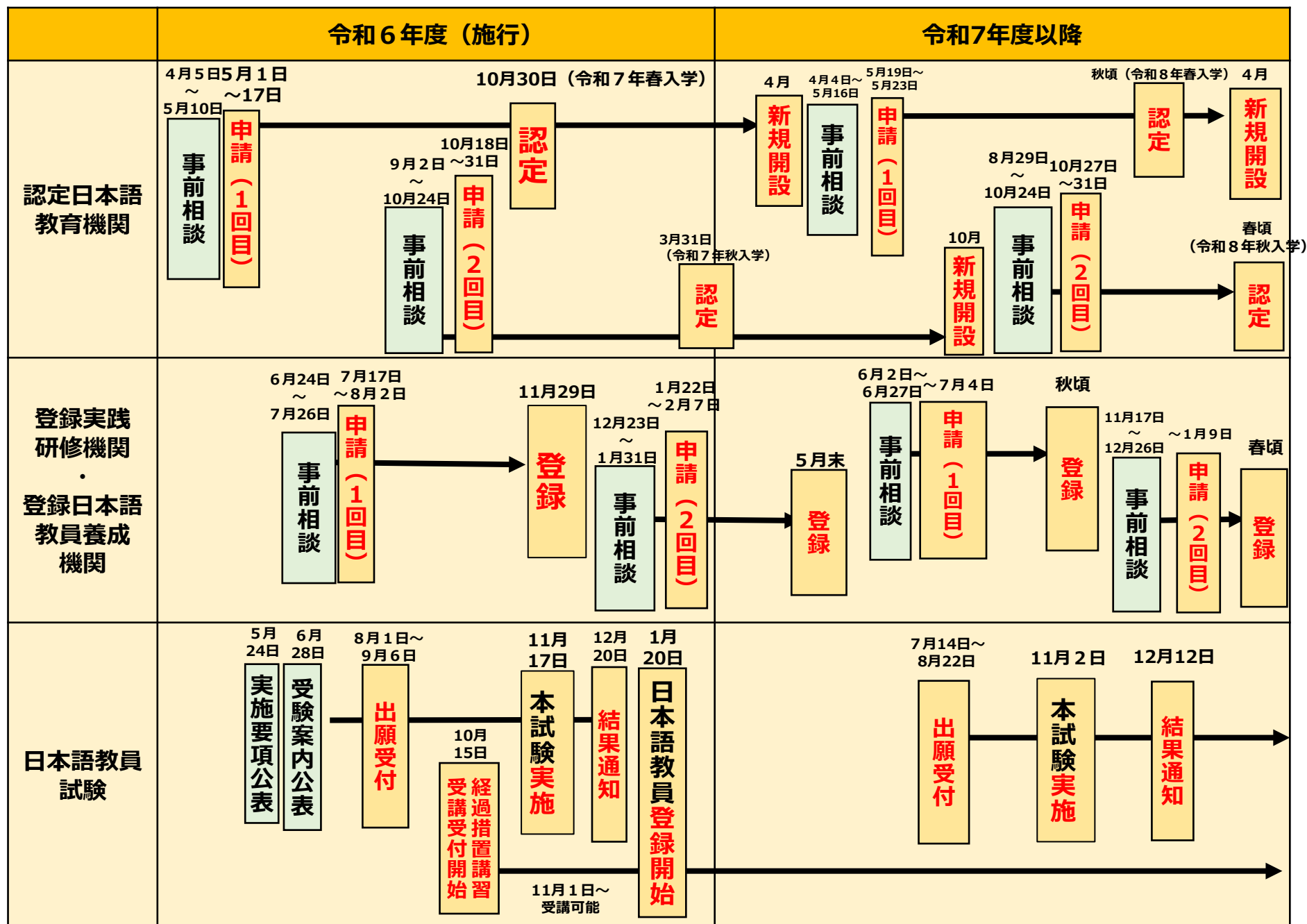
- ・申請機関総数 74機関（うち、法務省告示機関 34機関）
〈課程分野の内訳〉 留学のための課程：73機関 就労のための課程：1機関

【参考：令和7年度2回目の受付期間】

- 事前相談：令和7年 7月28日（月）～ 8月1日（金）
- 認定申請：令和7年10月27日（月）～10月31日（金）

https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/1420729_00022.htm

(参考) 日本語教育機関認定法の各制度のスケジュール



(参考) 認定法上の各制度の運用状況

【登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録審査状況】

○令和6年度1回目・2回目

(登録実践研修機関の登録結果)

- ・申請機関総数 65機関
- ・登録可とした機関 55機関

(登録日本語教員養成機関の登録結果)

- ・申請機関総数 79機関
- ・登録可とした機関 66機関

【日本語教員試験の実施状況（令和6年度）】

- ・受験者数 17,655人 ・合格者数：11,051人＊ ・合格率：62.6%

＊「合格者数」には経過措置による全試験免除者を含む。

※令和6年12月20日（金）に上記試験結果について文部科学省HPで公表済

(参考) 日本語教員試験関係の直近のスケジュール（令和7年度試験）

- 令和7年7月中旬～：出願受付
- 令和7年11月2日（日）：試験実施
- 令和7年12月中旬：受験者へ試験結果通知、試験結果公表

令和6年度1回目認定後の部会長所見（日本語教育機関へのメッセージ）

中央教育審議会生涯学習分科会日本語教育部会長所見

「日本語教育機関認定申請の審査結果について（令和6年10月30日）」【抜粋】

- 今般認定を不可とする決定がなされた又は申請が取り下げられた日本語教育機関におかれては、「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」や「日本語教育の参照枠」に対する理解が不十分であることに起因して、目的・目標の設定や授業科目の開設、学習成果の評価方法の設定を含む日本語教育課程について、内容が不十分である、あるいは内容に整合性が見られない等により、認定基準を満たしていないと判断されたものが多く見られた。
- また、認定基準に照らして、当該日本語教育機関の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的かつ計画的な研修に関する体制が確認できないものも見られた。
- さらには、債務超過の状態であるなど日本語教育機関を経営するために必要な経済的基礎を有していないものや、校地・校舎が設置者の自己所有となっていないものなど、明らかに認定基準を満たしていないものも見られた。
- 今後新たに認定に向けて申請を検討する申請者におかれては、認定日本語教育機関等の法の趣旨を踏まえ、関係法令等への理解を深めることをはじめとした十分な準備を経た上で申請するよう強くお願いしたい。

認定申請に取り掛かるに当たって①

- ✓ 具体の申請に当たり、**文部科学省HPで公開されている資料**（関係法令、当該法令に基づき策定された規程、認定申請等の手引き、様式作成の際の注意事項、よくある質問集等）**をしっかりと読み込み、理解を深めていただきたい。**
- ✓ 文部科学省では、これまでの認定制度の運用状況等を踏まえ、申請書類の簡略化や改善を図っている。また、各機関における円滑な申請に向け、随時、手引き・よくある質問集等の内容を充実している。このため、以下のHPに掲載される**最新の情報を確認いただきたい。**

【関連リンク】

- ・日本語教育機関認定法体系の法令等：https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_02665.html
- ・日本語教育機関の認定等に関する規程等：https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_02666.html
- ・認定申請等の手引き（R7.5更新）：https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/1246441_00009.html
- ・様式／様式作成の際の注意事項（R7.5更新）：https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/002_00006.html
- ・よくある質問集等（R7.6更新）：https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_02669.html
- ・認定申請に係る関係法令・規程の整理（NEW）：https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_00014.html

【これまでの申請書類の簡略化の一例】

- ✓ 様式 6－1……………社会保険証の情報を不要とした。
- ✓ 様式 6－4……………就任同意書の提出を不要とした。
- ✓ 様式 9……………面積を階別から棟別としたほか、教室環境の確認すべき観点を追加した。
- ✓ 添付書類……………各種証明書類の有効期限を1か月から3か月に延長した。
- ✓ 添付書類(4)……………収支予算書の提出を不要とした。
- ✓ 添付書類(11)等……………既存の法務省告示機関については、一部書類の提出を不要とした。

(参考) 認定審査に係る項目と関係法令・規程の整理

申請機関の参考となるよう、審査に係る項目と関係法令・規程との対応関係（＝文科省が各機関の申請に関し確認している内容）について公表情報を整理し、令和7年5月に文部科学省ホームページに掲載。

番号	項目一覧
設置者の要件等	
1	日本語教育機関を運営するための経済的基礎を有すること
2	日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有すること（法人の場合、経営を担当する役員）
3	社会的信望を有すること（法人の場合は認定を受けようとする日本語教育機関の経営担当役員）
4	欠格事由のいずれにも該当しないこと
5	情報を公表するための体制の整備
6	点検・評価及び結果を公表するための体制の整備
7	帳簿の備付け等
8	学則
基本組織	
9	日本語教育課程の実施以外の業務を行う場合には、日本語教育を実施するための基本組織を置くこと
教員及び職員の体制	
10	校長
11	副校長
12	主任教員
13	校長と主任教員を同じ者が担当する場合
14	校長と主任教員がともに授業を担当する場合
15	教員
16	教員数
17	担当授業数
18	事務を統括する職員
19	授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修
日本語教育課程	

設置者の要件等		
1	項目	日本語教育機関を運営するための経済的基礎を有すること
	根拠規定	法2条3項1号ロ(1) / 確1(1)イ～ハ
	様式・添付資料	4-3 / 4-4 / 4-5 / 4-6 / 4-7 / (4)決算書・収支予算書 / (5)納税証明書 / (6)預貯金証明書 / (7)認定にかかる日本語教育課程の実施以外の業務の概要
	要件	法2条3項1号ロ(1) 日本語教育機関を運営するために必要な経済的基礎を有すること。 確1(1)イ～ハ 法第2条第3項第1号ロの(1)に規定する「設置者が経済的基礎を有するかどうか」について審査する際は、次の点を確認することとする。 イ 設置者が、当面（1年以上が望ましい）の運用資金を保有しており、かつ、設置者として債務超過の状態となっていないこと。 かつて債務超過の状態となっていた場合には、当面の運用資金を保有していることに加え、債務超過が解消したことが年次決算報告から確認されるときに、その後も債務超過の状態となっていないことが年次決算報告又は中間決算報告から確認でき、かつ、その間の営業利益が黒字であること。 ロ 設置者が、生徒の募集や入学手続きの支援等のために第三者に仲介料等の費用を支払っている場合、安定かつ継続して質の高い日本語教育課程を実施する観点から、生徒一人当たりについて支払う当該費用の額が、日本語教育機関が生徒から徴収する授業料等の額と比較して、相当程度高額でないこと。 ハ 設置者が日本語教育機関以外の事業を行う場合には、その事業の経営と区分して日本語教育機関を経営し、その収入及び支出を適切に管理することとしていること。その際、日本語教育機関としての収益は日本語教育機関の経営に充てられることが基本であり、他の事業等に充てられる場合には、日本語教育機関の運営に支障がないか個別の事情を慎重に審査すること。

認定申請に取り掛かるに当たって②

- ✓ その上で、まず申請様式に各機関の状況・内容を落とし込んでいただき、
 - ・精査すべきポイント（教育課程や基準に反している点等）や疑問点の具体化
 - ・文科省HPに掲載されている関係資料の再確認や事前相談等を通じた疑問点の解消
 - ・各機関内での内容の更なる検討・具体化というプロセスを踏んでいただきたい。
- ✓ その中でも、お悩みの機関も多い教育課程に関する部分については、相応の準備が必要なことを設置者も理解した上で、主任教員を中心に機関内の関係者が協働し、
 - ・「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」を踏まえつつ、
※「認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項」において、当該指針に基づき確認を行うことを明記。
 - ・「日本語教育の参照枠」（これに関する関連資料を含む。）を精読・理解するとともに、
※上記「指針」において、「日本語教育の参照枠（報告）」や「日本語教育の参照枠の活用のための手引き」の確認を求めている。
 - ・各機関の教育理念、目標や特色に照らして、教育内容を見つめ直す（改善・発展）ことを通じて、様式への具体化（文字化・言語化）と関係者間での共通認識の醸成を図ることを大切にしていきたい。

【関連リンク】

- ・「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」：
https://www.mext.go.jp/content/20241015-mxt_nihongo01-000034783_2.pdf
- ・「日本語教育の参照枠」に関する資料：https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_02799.html
- ✓ また、特に法務省告示校で認定制度への移行をお考えの機関におかれては、経過措置期間中の円滑な移行に向けて、申請のタイミングについてもよく検討いただきたい。【再掲】

(参考) 様式作成上の注意事項

前頁までで説明した内容を含め、「様式作成の際の注意事項」の内容について、令和7年5月に大幅に充実して、文部科学省ホームページに掲載・公表。

https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/002_00006.html

様式第10-2号

授業科目・教材・学習成果の評価

教育課程の名称		①		
科目全体	授業科目名	②		様式作成の際の注意事項 ・様式10-1を踏まえ、当該教育課程におけるレベル設定と当該教育課程に設置する授業科目ごとに、学習目標、学習成果の評価と成績、学習時間、学習内容の概要、授業の方法・形式、使用教材の内容を記載する。 ・複数の教育課程について認定申請する場合は、その教育課程ごとに作成する。 ・作成にあたっては、「認定日本語教育機関の認定申請等の手引き」、「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」等を参照のこと。 ・準備教育課程は、日本語教育に係るもののみ本様式に記載し、その他は様式10-6に記載する。 (準備教育課程も認定法の対象となるので、日本語教育に係るものは、1週間当たり20単位時間以上、年間760単位時間以上を満たす必要がある。)
	言語活動	③		
	到達目標 Can do	④		
	総学習時間	⑤		
参照枠	レベル設定	学習目標 Can do	⑦	・主に対象とする学習者(生徒)が求められる日本語能力や言語活動とi～iiiを踏まえ、学習内容、主な手法を計画する。 i) 日本語能力【必須】 ・当該教育課程全体の中で、「日本語教育の参照枠」で示す5つの言語活動(「聞くこと」「読むこと」「話すこと(やり取り、発表)」「書くこと)を盛り込む。 ・言語活動を行う上でのコミュニケーション言語方略の重要性を認識し、言語知識の定着にとどまらず、言語の運用能力、言語使用の際の方略(ストラテジー)能力についても学ぶことができる活動を行う。 ii) 学習を自ら管理する能力【必須】 学習者(生徒)が、自分に必要な日本語能力を具体的に意識し、学習計画を立てたり、学習計画を自分に合った方法で管理したり、調整したりすることができるようになることを目指す。 iii) 推奨される学習内容 (留学のための課程、生活のための課程) ・社会・文化的情報、交流・体験活動、総合学習の要素を学習内容として盛り込む。 (就労のための課程) ・就労場面における社会・文化的情報:就労慣行やビジネスマナーなど ・交流・体験活動:職場見学や職業体験、異業種交流など
		学習成果の評価・成績	⑧	

様式上の留意事項（様式10-1 課程の概要）

- 日本語教育課程において求められる学習内容
- 日本語能力【必須】
 - 学習を自ら管理する能力【必須】
 - 社会・文化的情報、交流・体験活動、総合学習の要素【推奨】

教育に関する情報が確認できるよう、必ず主な目的と修業期間を端的に示した名称とする。
・修業期間は「○年○か月」という書き方にする。
（不適切な例：1年半、1.5年）

教育課程の名称	留学のための課程			(不適切な例：1年半、1.5年)	
設置目的・経緯	生徒が希望する主な学習目的や進路、入学時の日本語能力等、想定する生徒の特徴等について具体的に記入。				
主たる対象					
教育課程の到達目標	課程の目的が大学等（専門学校等含む）への進場合は、必ずB2以上の到達目標を設定。				
日本語能力の到達目標	日本語能力を含めたCan doで記入。				
言語活動ごとの到達目標	聞く	読む	話す（やり取り）	言語活動毎の目標が全て、全体の到達目標と同一準である必要はない。	
学習を自ら管理する能力	【令和7年2回目申請以降の新規項目】				
修業期間	日本語教育課程において求められる学習内容の一つである「学習を自ら管理する能力」を教育課程においてどのように盛り込んだかを端的に記載。				
総学習時間	認定日本語教育機関認定基準第20条第2項（日本語以外の科目の履修）に該当			左記に該当する場合、総学習時間のうち、日本語教育課程以外の科目の学習時間	
総授業週数	修業期間の違いが、課程のどこに現れるのか（入学時の日本語能力なのか、到達目標なのか、進度なのか等）、整合性がとれるよう課程編成を行うこと。				
1日あたりの授業時間					
1週あたりの授業時間数	各授業科目についての学習成果の評価を含む当該教育課程で定めた到達目標の達成度、最低授業時数以上の履修状況、出席率等を勘案した一定の基準による修了要件を適切に設定。				
成績・修了要件	評価基準や修了要件が学習者に適切に伝わるよう、学則等の記載と齟齬がないようにすること。				

様式上の留意事項（様式10－2 課程の編成）

科目全体		授業科目名	教育課程の目的目標に応じた適切な授業科目が体系的に設置されている必要がある。
		言語活動	
		到達目標 Can do	
		総学習時間	
参照枠	レベル設定	学習目標 Can do	複数の言語活動を組み合わせた言語活動統合型の授業科目を設定する場合は、該当する複数の言語活動を記入。
		学習成果の評価・成績	
		学習時間	
		授業科目の概要	
		教材等	単元ごとのテストや定期試験に限定せず、必要に応じて、パフォーマンス評価、自己評価、他者評価、成果物提出など、形成的評価、総括的評価を授業の目的と照らして適切に組み合わせて、必要な評価ツールを用いる。 評価の内容や基準等については、事前に教員や生徒と共有し、透明性等を確保することが求められる。 学習内容、及びその内容に応じた授業の実施方法や形式について具体的に記入。

学習目標、学習成果の評価、学習内容に合致した教材を選定・作成する。

一つの教材を複数のレベルや複数の授業科目に使用する場合は、各内容等に照らして適切に使い分けられるよう、使用予定や使用方法を明確にすることが求められる。

これまでの申請・審査において指摘が多い内容

- ✓ 昨年度の認定申請に係る審査において指摘が多い内容は、既に説明した「日本語教育部会長所見」や「様式作成上の注意事項」のとおりだが、より具体的な概要は次頁以降のとおり。
- ✓ 先ほどお願いした関係法令・規程の確認と併せて、機関内における申請内容の検討・確認等の参考にしていきたい。
- ✓ なお、
 - －以下の概要は、講演者が便宜的に類型化の上で記載を一般化等したものであること（当然に各機関の申請・面接審査の状況等によって、指摘の粒度や重大性も異なる）
 - －関係法令・規程に基づき、これらの内容以外も含めて網羅的に審査が行われることには十分に留意していきたい。

指摘事項の観点等－教育課程①

【要件】

○認定日本語教育機関認定基準第22条

第二十二條 認定日本語教育機関は、その設置する日本語教育課程の目的及び目標に応じ、かつ、生徒の日本語能力に応じて適切な授業科目を体系的に開設しなければならない。

2 前項の授業科目は、当該授業科目を担当する能力を有する教員により、適切な教材を用いて教授されなければならない。

3 認定日本語教育機関は、その設置する日本語教育課程において、生徒に対し、次に掲げるすべての活動を行わせなければならない。

- 一 日本語を聞く活動
- 二 日本語を読む活動
- 三 日本語を用いて他者と口頭でやり取りする活動
- 四 日本語を用いて他者に口頭で発表する活動
- 五 日本語を用いて書く活動

4 認定日本語教育機関は、その設置する日本語教育課程における学習（授業時間外に必要な学習を含む。）に支障のない範囲内で、生徒に対し、専門教育、職業教育その他の日本語教育以外の事項に関する授業を行うことができる。

○認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項 2（3）⑥

認定基準第22条や第28条等の授業科目や修了要件に関する基準への適合性の確認は、「**認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針**」に基づき行うこととする。

指摘事項の観点等—教育課程②

① 課程や科目の到達目標・学習目標の具体性・関連性【指針5-2(1),(2)】

- ・機関における理念、教育目標や特色、学習者の背景等を踏まえた具体的な言語能力記述文（Can do）となっていない
- ・各科目で設定された到達目標・学習目標の記載が抽象的で具体性に欠ける
- ・課程編成は言語知識中心の従来型のもので、日本語教育参照枠や能力記述文とどのように結びつけていくのか等、必要な配慮や工夫が具体的に示されない

② 教育科目・内容・時間数等の体系性【指針5-2(1)~(7)】

- ・自ら掲げる教育理念や教育課程の目的及び目標と、教育科目やその具体的な内容が関連していない／適当ではない
- ・授業科目ごとに定めた学習時間の根拠が不明確であり、授業科目の体系性も確認できない
- ・日本語教育課程編成のための指針に示す学習時間の目安を大きく超えるレベルがあることについて、合理的な説明がなかった／最終的に到達目標に達成できる課程編成になっていない

③ 修業期間が異なるコースについての整理【指針5-2(3)】

- ・修業期間が異なる複数のコースで同じ到達目標である考え方について、明確な説明が得られなかった
- ・同一カリキュラムでありながら○○コースだけ他のコースより長期間の設定となっている点について明確かつ妥当な理由が得られなかった

指摘事項の観点等—教育課程③

④「学習を自ら管理する能力」の育成【指針5-2(5)】

- ・教育課程に、生徒の「学習を自ら管理する能力」を育成することが盛り込まれていると判断できない／不十分である
- ・学習計画を立てたり、学習計画を自分に合った方法で管理したり、調整したりすることができるようになるという「日本語教育の参照枠」の考え方を踏まえた教育課程が編成されているとは言えない



令和7年2回目申請より、様式10-1に項目を追加
(具体的内容や手法については、引き続き10-2に記載いただく)

⑤評価の在り方【指針5-2(8)】

- ・当該科目のCan doを達成したかではなく、出席や授業態度等で多くを占める評価方法となっており、到達目標、学習目標の設定から学習成果の評価方法、評価項目や評価基準、学習活動の設計まで一貫した方針のもとに編成されていない
- ・評価項目等と授業科目の到達目標等との関連性が分からず、そのことに関する明確な説明が得られなかった
- ・成績評価の方法や基準等に不明確な部分が多く、生徒の学習の成果を適切に評価できると判断できない。また、教員や生徒間での共有がされていない

指摘事項の観点等―修了の要件

【要件】

○認定日本語教育機関認定基準第28条第1項

留学のための課程の修了の要件は、七百六十単位時間に修業期間の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の授業科目を履修することのほか、認定日本語教育機関が定めなければならない。この場合において、認定日本語教育機関は、試験その他の当該認定日本語教育機関が定める適切な方法により、生徒の学習の成果を評価しなければならない。

○認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項2（3）⑥

認定基準第22条や第28条等の授業科目や修了要件に関する基準への適合性の確認は、「**認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針**」に基づき行うこととする。

○修了の要件に係る主な指摘事項【指針5-2(9)】 ※前頁⑤とも関連

- ・学則において修了要件が具体的に示されていないなど、学習評価基準や成績の配点方法等が不明瞭で、修了の要件、試験の内容及び時期等について、生徒の学習目標の達成度を含めた学習の成果の評価が適切に行われ、それが十分に生徒と共有できているとは言えない
- ・修了の要件が、出席率やテスト受検・課題提出等のみであり、各授業科目についての学習成果の評価を含む当該課程の到達目標との関連性についての説明が得られず、適切な修了要件が定められているとは言えない
- ・学則に定める修了要件が、認定基準に定める要件（一定時数以上の授業科目の履修）を満たしていない

指摘事項の観点等－組織的な研修

【要件】

○認定日本語教育機関認定基準第10条

認定日本語教育機関は、当該認定日本語教育機関の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的かつ計画的な研修を実施するために必要な体制を整備しなければならない。

○認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項 2 (1) ⑪

認定基準第10条「組織的かつ計画的な研修を実施するために必要な体制」について、**機関内外での研修に加え、OJTを含む年間研修計画や、キャリア形成を図るための系統的・段階的な人材育成計画があるか**を確認することとする。

○組織的な研修に係る主な指摘事項

- ・書面・面接審査を通じて、**研修の具体的な時期・回数・内容**に関する十分な説明が得られず、組織的な研修を計画・実施するために必要な体制が確認できない
- ・研修計画において、**初任者**を計画的に育成するための研修や**OJT**を含む研修計画が組まれておらず、また必要に応じ**外部研修**を受ける機会が提供されていないなど、系統的・段階的な人材育成計画があることが確認できない
- ・**計画されている研修の内容・回数**が乏しく、現教員体制の課題を的確に把握してキャリア形成に繋がるような組織的かつ効果的な研修計画となっていない

(参考)

文部科学省では、「現職日本語教師研修プログラム普及事業」として研修を委託して実施。

https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_03055.html

特によくある質問と回答①

- ✓ 認定制度に関してよくある質問集は、随時更新の上で、文部科学省ホームページで掲載しているため、御確認いただきたい。

https://www.mext.go.jp/content/20240402-ope_dev02-000034833_1.pdf

- ✓ その中でも、特によくある質問とその回答は以下のとおり。

Q 専門学校への進学を目標とする「留学のための課程」について、日本語能力の到達目標をB1とすることは出来ますか。（よくある質問集2-7-46）

A 認められません。大学や専門学校等、高等教育機関への進学を目標とする課程については、日本語能力の到達目標はB2以上とすることが必要です。なお、就職など、進学以外を目標とする「留学のための課程」については、日本語能力の到達目標をB2未満とすることがあり得ます。

整理：項目20
法：2条3項2号八
認定基準：16条
確認事項：2（3）①

Q 生徒が、自身の都合によって、進学を目的とした課程と就職を目的とした課程の間を移動することは認められますか。（よくある質問集2-7-47）

A どちらも留学のための課程であれば、課程間における教育の連続性が担保され、移動先の課程における目的・到達目標が達成できることを前提に、課程の移動を認めることは有り得ると考えています。

その場合には、学則において移動を認める時期や条件、これまでの学習成果や修了要件の扱いに関するルールを示すなど、生徒が不利益を被らないよう配慮するほか、認定審査においては、その場合の各種体制や環境に支障がないことなど含め、その実現性が確認される可能性があることから、実施については慎重に御検討ください。

なお、留学のための課程と、就労・生活のための課程との間を移動することは認められません。

【関連】
よくある質問集2-7-48
（分岐型の教育課程、
選択科目の可否）

特によくある質問と回答②

Q 学習上の困難を抱える生徒のために母語支援を必ず提供しなければならないのですか。
(よくある質問集2-8-1)

A 学習上の困難を抱える生徒への支援体制としては、**母語その他の当該生徒が使用する、十分に意思疎通が可能な言語を用いた支援が可能**であることが求められます。

※確認すべき事項には、「生徒の母語あるいはその他十分に意思疎通ができる言語による対応ができる者が確保されていることを要する」とされており、必ずしも当該機関に在籍する生徒全ての出身国の母語対応ができる者を確保しなければならないという趣旨ではなく、複数の出身国の生徒について、例えば英語など、母語でない言語により対応することも考えられる。

※母語やその他の言語による生活支援体制の適切性については、当該機関の目標や、想定される生徒の出身国や性質、入学者募集の方法等を含めて総合的に審査されることとなる（例えば、大半の生徒が特定国出身である場合に、母語支援を行っていない場合には、疑義が生じ得る）。

整理：項目32、35
法：2条3項2号二
認定基準：29条、32条
確認事項：2（4）①

Q 「転学の支援のための計画の策定その他の当該日本語教育課程の生徒の学習の継続に必要な措置」とはどこまでのものを想定していますか。転学支援に関し、他機関と転学協定を締結しなければならないのですか。
(よくある質問集2-8-3,4)

A 災害等の不測の事態の際に発災から生徒の安全確保、転学先の確保から完了までの計画となるロードマップの作成や、対応に際しての責任者や役割分担などを定めた対応マニュアルの準備、その他、日本語教育機関に関する地域的又は全国的な団体、あるいは個別の認定日本語教育機関との連携による転学を含む支援協定を締結や、行政団体との連携等が想定されます。

必ずしもあらかじめ転学協定を締結しなければならないものではありませんが、転学等の支援が必要となった場合に、**機関内において誰が責任者となり、機関外のどのような団体等と連携するのか、計画の策定等を求めるもの**です。

整理：項目34
法：2条3項2号二
認定基準：31条

特によくある質問と回答③

Q 認定日本語教育機関の認定申請と法務省告示機関に係る変更との関係性について (よくある質問集2-9-9・2-9-10、入管庁HP等)

A 以下の入管庁HPのとおり、

・**設置者や定員の変更を行いたい場合**

⇒ **先に法務省告示機関としての変更**を行ってから認定申請

・**教育課程や教員の体制**

⇒ **認定申請に当たり(開設年度以降に)変更**する場合には、**認定申請のみで可**

※告示基準と認定基準は異なります。告示校としての教育課程変更が認められても、認定基準に適合していなければ認定とはなりません。逆に、認定申請の前に、告示校として教育課程変更を提出する必要はなく、新たな教育課程を認定申請として提出いただくことは全く問題ありません。

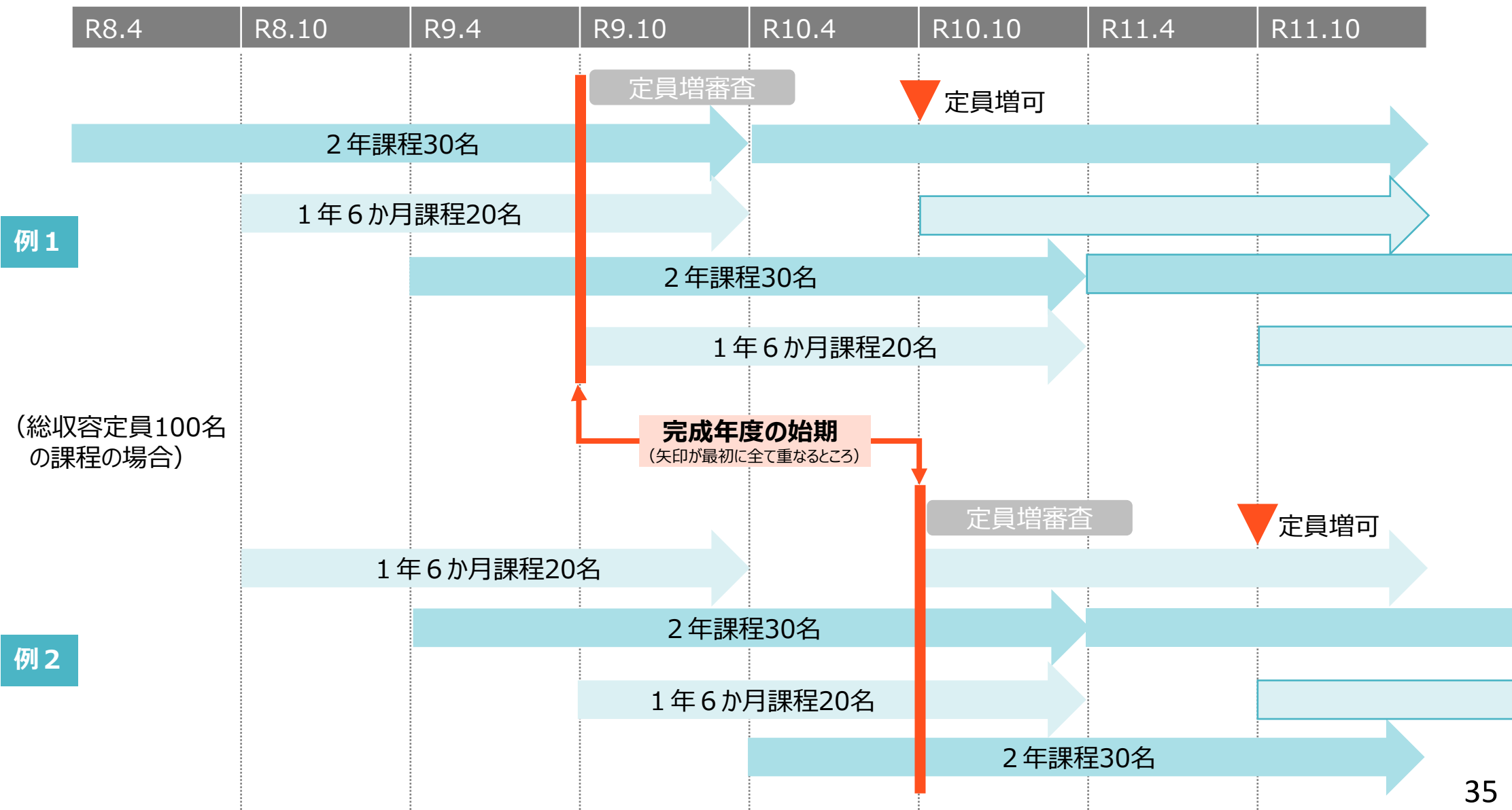
⇒ 当該**変更を法務省告示機関中に行う場合**には、認定申請に加えて**法務省告示機関としての変更が必要**

(入管庁HPでの周知事項) https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyuukokukanri07_00222.html

- ・ 文部科学省の日本語教育機関の認定制度においては、設置者変更は認められておらず、設置者が変わる場合は新たな設置者が新規に認定を取得する必要があります。また、認定を受けるのと同時に定員を増員することはできず、認定を受けた後、完成年度までの間も原則として定員の変更はできません。このため、設置者又は定員の変更がある場合には、先に法務省告示機関として変更を行ってから、認定申請をしてください。
- ・ 教育課程や教員の体制について、文部科学省への認定申請に伴い、現在の法務省告示機関としての体制を認定申請の内容と同じ教育課程や教員の体制に変更した場合は、認定申請と同時に法務省告示機関としての変更届出をしてください。
- ・ 文部科学省への認定申請をした場合でも、現在の法務省告示機関の教育課程や教員の体制を維持し運営を継続する場合は、法務省告示機関としての変更届出をする必要はありません。

特によくある質問と回答④（完成年度の考え方等について）

- ✓ 完成年度は、「認定等に係る日本語教育課程の収容定員数を全て活用して日本語教育を開始する年度」であり、**入学者の実員は考慮しない**（計画上の定員ベースでカウント）。また、**認定前から開始している課程は含まれない**。
- ✓ 増員は、届出（申請）時点で、在籍者数が合計収容定員数の8割を超えていれば、その1.5倍まで可。



事前質問への回答（教育課程等について①）

Q 1

1. 手引きを読むと、5つの言語活動である「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと（やり取り）」、「話すこと（発表）」、「書くこと」と統合の科目を設置するのが良いように読めます。しかし、実際に課程の到達目標を考えた場合、その達成に必要な文法、語彙、文字というような科目設定のほうが現実的です。このような科目立ては可能でしょうか。
2. 初級は多くの時間を語彙や文法に費やすことになりますが、それに係る授業時間もコミュニケーション言語活動のための授業時間として数えてよいでしょうか。
3. 各科目のCanDoに対する評価は、そのすべてが課程の修了要件であることが必要でしょうか。

A それぞれの回答は以下のとおりですが、本日の説明のとおり、個別の審査においては、教育課程の目的・目標、科目・内容・時間数、評価・修了要件等の体系性等について確認されるため、その点を十分に御認識いただいた上で検討いただければと思います。

1. どのような科目を設定するかは各機関の判断によるものであり、御指摘のような科目設定自体は可能です。
「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針（以下「指針」という。）」の5－2（6）等において、
 - ・ 5つの言語活動を「扱う」授業科目を設置する
 - ・ 5つの言語活動以外に必要となる授業科目を設定することもできるとされており、教育課程の目的や到達目標等を踏まえつつ、各機関において適切に授業科目を設定することが求められます。
2. それぞれの授業科目・内容において、5つの言語活動に該当する（教育課程の目標達成のために体系的に当該科目が編成されている）と判断する場合には、様式10-2等においてその旨記載いただくことになります。
3. 課程の修了要件については、個々の教育課程の目的や到達目標等を踏まえて、各機関において適切に定めることが求められ、御質問のようなケースが妨げられるわけではありません。指針5－2（9）等において、「各授業科目についての学習成果の評価を含む当該教育課程で定めた到達目標の達成度、最低授業数以上の履修状況、出席率等を勘案した一定の基準による修了要件を適切に設ける」とされていることも踏まえて御検討ください。

事前質問への回答（教育課程等について②）

Q2

1.カリキュラムの実証資料はどのくらい出すのか。

シラバスは必須だと理解している。第1回、2回の認定結果のコメントを見ると、評価のルーブリックの内容へのコメントも見られる。ということは、評価についての実証資料も提出が必要なのか。ほかにどんな資料を要求されるのか事前に提示していただきたい。

2.すべての授業科目に成績をつけなければならないのか。

以前、文化庁の説明会では「科目と設定した場合には評価が必要」という説明があったと記憶している。教育活動として科目としては時間を設けたいが、CEFRの5つの分野や言語知識の領域として分類するには難しい物がある場合、学習の活動としての評価は行うが、成績の対象としない（修了要件対象にしない）ことも可能か。

（一部の認定を受けた学校にこのような評価を行うという内容が見られたので、可能だと考えているが、これは正しいか。）

A

1. 「認定日本語教育機関の認定申請等の手引き（以下「手引き」という。）」p44において、添付資料(23)授業科目の内容を示す資料について、「授業科目の詳しい内容、評価方法及び授業時数等が分かるシラバス等の資料を提出する」と記載しています。当該記載のとおりですが、本添付資料は、様式10-2「授業科目・教材・学習成果の評価」の具体について確認するものであることを踏まえ、その詳細について説明できる適切な資料を添付ください。

2. Q1を御参照いただければと思いますが、基本的にはご理解のとおりです。

Q3 同一の教育課程（到達目標は同じ）でレベル別のクラスを編成し、異なる進度で授業を行うことは可能か？（進度の早いクラスは、プラスアルファのカリキュラムを想定）

A 可能です（QA 2-7-7を参照ください）。

Q4 様式10-2号「授業科目・教材・学習成果の評価」の記入の仕方ですが、言語活動ごとに記入するのか、科目ごと（1科目内に複数言語活動あり）で記入するのか、いずれの形で記入作成するのでしょうか？

A 科目ごとにご記入ください。

事前質問への回答（校舎・教室等について①）

Q5

1. 自己所有校舎に設定された抵当権の扱いについて

法務省の告示基準では、運営の継続性に支障がない限り、校舎の抵当権は実質的に容認されてきたと認識しております。しかし、文部科学省の認定基準では、校舎は「負担付きでない自己所有」が原則とされ、要件が厳格化されている点に懸念を抱いております。そこで、校舎取得を目的とした借入金による抵当権について、例外的に認定を受けるためのポイントを具体的にお伺いしたく存じます。

- 例外規定の適用を受けるための「返済計画の実現可能性」や「将来的な抹消の見込み」は、審査においてどの程度厳格に、また具体的に評価されるのでしょうか。
- 例えば、金融機関発行の返済予定表だけでなく、より説得力のある資料としてどのようなものが考えられますでしょうか。審査官が特に重視すると考えられるポイントについて、解説をいただけますでしょうか。

A 校舎の自己所有等の例外については、「認定日本語教育機関に関し必要な事項を定める件（以下「告示」という。）」第3条に規定されており、御指摘の負担付きの場合は同条第1号に該当します。

同号では、要件の一つとして、当該負担が設置者の資産状況等から見て校舎を長期にわたり使用する上で支障がないこと等が設定されており、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律等の施行について」第5の2（1）において、「当該借入金の返済計画が実現可能なものであり、かつ、返済により近い将来において校舎が負担付きでなくなるものである必要があること」としています。

御質問の内容については、個別の案件・審査に関わるため明確にお答えすることは困難ですが、持続的な日本語教育機関の運営のための返済計画や将来的な抵当権の抹消見込みについて、当該機関の財政状況等を踏まえつつ、具体性や現実性があるかなどといった観点から確認を行うこととなります。

事前質問への回答（校舎・教室等について②）

Q5

2. 賃貸校舎に求められる「安定性」の基準について

賃貸である1号館（原文ママ）に関しても、文部科学省の認定基準では「自己所有と同等と認められる場合」として、従来よりも極めて高い安定性が求められると理解しております。

- 法務省告示基準で認められてきた一般的な賃貸借契約と比較して、文科省認定基準で求められる「安定性」とは、具体的にどのようなレベルを指すのでしょうか。（例：契約期間の最低年数、所有者変更時の賃借権保護に関する特約の要否など）
- 既存の告示校が長年の賃貸実績をもって移行申請する場合、その実績はどの程度有利に考慮される見込みでしょうか。

A 御指摘の校舎の賃貸に係る例外については、告示第3条第5号に規定されています。当該条項の具体的な確認に当たっては、「日本語教育機関の認定に当たり確認すべき事項」2（2）②において、「賃借等による校地や校舎を使用する場合には、過去10年以上にわたり認定日本語教育機関に相当する実施形態で教育機関を運営してきた経験を有すること、自己所有しないことの原因、賃借等により校地や校舎を継続して使用できる権利の期間、申請者の資産状況等を踏まえて総合的にその適正性を確認することとする」としています。

校舎が賃貸であり、かつ告示第3条の第2号から4号までに該当しない場合は、上記のとおり、まずは当該設置者について10年以上の継続した教育機関の運営実績が求められます（御質問のうち後者の内容）。その上で、御質問のうち前者の内容については、個別の案件・審査に関わるため明確にお答えすることは困難ですが、御指摘の契約の期間・安定性とそれ以外の事項を総合的に勘案して判断されることとなります（少なくとも、契約年数や特約等の制限があるものではありません）。

Q6 様式9-1の総面積が教室以外も入って、1人当たりの面積になるが、教室総面積なのか、学校の総面積なのかわかりづらい。

A 御指摘の「1人当たり面積」については、「日本語教育機関認定基準」において、

- ・校舎：115㎡以上であり、かつ、当該校舎で同時に授業を行う生徒1人当たり2.3㎡以上（第13条第2項）
- ・教室：当該教室で同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡以上（第14条第3項）

とされています。

御指摘の様式9-1は校舎の総面積について、様式9-2は各教室の面積について、基準を満たすか確認するものです。

事前質問への回答（認定後の届出等について）

Q7 書類の提出から認定を受けての開設までの間にかなりの期間があり、その間の人事の変更も想定されますが、その場合の対処の仕方はどうなるのでしょうか。

A 以下は、認定を受けてから完成年度までの体制等の変更について回答します（申請書類の提出から認定までの間に、やむを得ず変更を行う必要がある場合には、個別に文部科学省に御相談ください）。

手引きの49ページ（完成年度までの変更の届出についての留意事項）に記載のとおり、認定審査においては、完成年度における当該日本語教育機関の体制等の適正性を確認・判断するため、認定後完成年度までの間に、当該機関の審査結果の前提となる体制が認定機関の判断により変更されることは、真にやむを得ない場合を除き想定していません。認定機関としての中核をなす教育課程や主任教員等をはじめとした認定基準に規定されている体制等を大きく変更する場合、認定審査のためだけに体制等を整備したものとして、認定取り消しの対象となり得ます。

真にやむを得ない場合により、例えば御指摘のような人事の変更を行う場合には、手引きに従いあらかじめ届出を行ってください（その際、変更の理由についても、様式に具体的に記入いただきます）。なお、「教員の体制の変更」については、主任教員の変更や本務等教員及び教員数の変更等が想定され、例えば、教員の休職や人数の変更を伴わない教員の変更については、届出不要です。

「真にやむを得ない場合」に何が該当するかについては、上記趣旨も踏まえて当該機関における状況を個別に判断することになりますが、例えば、機関として申請時に予期・回避し難い、人事異動や不慮の事由による教員の入替や補充等は、それに該当する可能性があり得ます。

Q8 完成年度の考え方につきまして、定員の変更においては完成年度（日本語教育課程の収容定員数を全て活用して日本語教育を開始する年度）まで行うことができないとのことでしたが、「収容定員数をすべて活用」について具体的にはどのような意味であるのか改めて確認させていただきたいです。留学生を受け入れる以上、定員数と実受け入れ人数がぴったりと合うということは想定されにくく、そうなった場合「活用されている」状態はどのように判断されるのでしょうか。事業計画等で示す受入れの計画に沿って完成年度とされるのでしょうか。

A 完成年度は、「認定等に係る日本語教育課程の収容定員数を全て活用して日本語教育を開始する年度」を指し、御質問については、計画上の定員で考えることとなります（詳細はp35参照）。

【新規】文科省主催の説明会について

- ✓ 法務省告示機関等の円滑な申請に向けて、より詳細・具体的な説明会を8月中下旬に開催予定。
- ✓ 特に申請事務に携わる、教育課程に関する主任教員向け、申請書類作成等の留意点に関する事務職員向けの説明会について、開催することを予定しているところ、申請をお考えの機関は、是非ご担当者を参加させていただきたい。
(事前質問も受け付ける予定。事後的に、動画を文科省HPにも掲載予定)
- ✓ 詳細については、決定し次第、文科省HPや入管庁（告示機関のみ）等を通じてお知らせする。